

青森県報

第二千四百十六号

平成十六年
十二月十日
(金曜日)

目次

告 示

身体障害者福祉法による医師の指定……………	(障害福祉課) ……	一
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) ……	二
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) ……	二
児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) ……	二
臨時の職業訓練の施行……………	(労政・能力開発課) ……	三
災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程……………	(団体経営改善課) ……	四
廃川敷地等の公示……………	(河川砂防課) ……	四
右 同……………	(同) ……	四
証紙売りさばき人の指定……………	(出納課) ……	五
右 同……………	(同) ……	五
貸金業者の登録の取消し……………	(商工政策課) ……	五
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	五

告 示

青森県告示第七百二十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等		診療科目	指 定 年月日
	名 称	所 在 地		
安田 尚子	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目の一	眼科(視覚障害)	平成 一六・一三・一
柳橋 さつき	"	"	"	"
山崎 仁志	弘前大学医学部付属病院	弘前市大字本町五三	"	"
目時 友美	"	"	"	"
石川 太	"	"	"	"
土岐 栄喜	"	"	耳鼻咽喉科(聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害)	"
王子 佳澄	"	"	"	"
福島 龍之	福島耳鼻咽喉科	弘前市大字百石町四一	耳鼻咽喉科(聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害)	"
三戸 聡	青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	耳鼻咽喉科(聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害)	"
佐藤 尚徳	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	耳鼻咽喉科(聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害)	"

山田 恭吾	須藤 泰裕	村田 暁彦	小山 基	森田 隆幸	橋本 安弘	荻生 和徳	北原 竜次	大黒 祥光	鈴木 保之	皆川 正仁	畑 正樹	相馬 裕	及川 隆司
公立金木病院	弘前市立病院	"	"	弘前大学医学部付属病院	一部事務組合 下北医療セン ターむつ総合 病院	八戸赤十字病 院	"	鷹揚郷腎研究 所青森病院	"	弘前大学医学 部付属病院	青森県立中央 病院	津軽保健生活 協同組合健生 病院	国立病院機構 八戸病院
北津軽郡金木町大字金木字菅原一九	弘前市大字大町三丁目八の一	"	"	弘前市大字本町五三	むつ市小川町一丁目二の八	八戸市大字田面木字中明戸二	"	青森市大字石江字岡部一〇一の一	"	弘前市大字本町五三	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字野田二丁目二の一	八戸市吹上三丁目一三の一
障害(直腸機能)	障害(直腸機能)	"	第二外科(ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害)	第二外科(ぼうこう機能障害)	"	"	"	泌尿器科(じん臓機能障害、ぼうこう機能障害)	"	第一外科(心臓機能障害)	心臓血管外科(心臓機能障害)	整形外科(肢体不自由)	リハビリテーショ ン科、外科(肢 体不自由、ぼう こう機能障害、 直腸機能障害、 小腸機能障害)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

野村 由美子	国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町一	障害) 小児科(免疫機 能障害)	"
--------	----------------	-----------	------------------------	---

青森県告示第七百二十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅支援事業者		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目九	居宅介護等事業	アイリスケアセンター おいらせ	平成 一六・三・一
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字 往来ノ下三四	居宅介護等事業	ぼぶらヘルパーセンター	"
バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字石渡三丁目一の二五	居宅介護等事業	バンドーケア アフレンズ	"

青森県告示第七百二十五号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人	名称	主たる所在地	知的障害者の種類	支援事業	名称	所在地	年月日
社会福祉法人 豊寿会	八戸市大字妙字 分枝二七の一	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	きらめき	八戸市大字新井 田字小久保頭二	"	"
社会福祉法人 藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	第三ヨゼフハウス	青森市奥野二丁目二六の二	"	"
社会福祉法人 アルバ	青森市大字新城 一字平岡三〇の一	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	グループホーム第二のけほ	青森市大字新城 八五	"	"
社会福祉法人 三戸郡福祉事務組合	三戸郡五戸町大字 倉石中十字小渡八八の二	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	さくらホーム	三戸郡五戸町字 天満後二一の五	"	"
社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下白 銀町二一の八	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	グループホーム北美	中津軽郡岩木町 大字高屋字本宮 五四三の五	"	"
社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下白 銀町二一の八	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	グループホーム北美	弘前市大字城西 二丁目四の二	"	"
社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下白 銀町二一の八	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	グループホーム北美	黒石市大字北美 七丁目五三の三	"	"
社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下白 銀町二一の八	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	グループホーム北美	弘前市大字川先 三丁目三の三	"	"
社会福祉法人 藤聖母園	青森市大字田茂 木野字阿部野一四の五	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	伊藤ホーム	青森市大字筒井 字八ツ橋一三 四三	"	"
社会福祉法人 赤松	弘前市大字下白 銀町二一の八	地域生活 援助事業	知的障害者 居宅介護	グループホーム北美	弘前市大字川先 三丁目三の三	"	"

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年十二月十日

青森県告示第七百二十七号

指定居宅支援事業者	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人 赤松	居宅介護 等事業	グループホーム北美	平成二六・三・一
社会福祉法人 藤聖母園	居宅介護 等事業	グループホーム北美	"
社会福祉法人 アルバ	居宅介護 等事業	グループホーム北美	"
社会福祉法人 三戸郡福祉事務組合	居宅介護 等事業	グループホーム北美	"

青森県知事 三 村 申 吾

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年十二月十日

青森県告示第七百二十六号

指定居宅支援事業者	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人 赤松	居宅介護 等事業	グループホーム北美	平成二六・三・一
社会福祉法人 藤聖母園	居宅介護 等事業	グループホーム北美	"
社会福祉法人 アルバ	居宅介護 等事業	グループホーム北美	"
社会福祉法人 三戸郡福祉事務組合	居宅介護 等事業	グループホーム北美	"

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立八戸工科学院	普通職業訓練 ・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練の受講推薦を受けた者	パソコン基本操作科	二二日	一五人

青森県告示第七百二十八号

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程（昭和三十二年十月青森県告示第七百二十六号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

平成16年8月17日から9月8日までの天災	経営資金	年0.8%	年1.6875%
-----------------------	------	-------	----------

別表の2の表中「平成3年7月中旬から8月中旬までの低温の天災」を削り、「平成15年5月中旬から9月上旬までの低温及び日照不足の天災」を「平成15年5月中旬から9月上旬までの低温及び日照不足の天災」に改める。

平成16年8月17日から9月8日までの天災

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第七百二十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系大和沢川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年十二月十日

三 廃川敷地等の位置

弘前市大字清水森字村元一一の一、一一の三、一一の五、一一の六三、一一の六七、一一の七三、一一の九一、一一の九八、一一の一〇四、一一の一〇二、一一の一〇二及び一一の一〇九一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

原野 四、〇六七・六六平方メートル

青森県告示第七百三十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系大和沢川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年十二月十日

三 廃川敷地等の位置

四 弘前市大字堀越字宮本六及び一〇の一地先
廃川敷地等の種類及び数量
雑種地 七六一・〇〇平方メートル

青森県告示第七百三十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字浜田字豊田二二九の一三

社団法人全国軽自動車協会連合会青森県事務取扱所

二 指定年月日

平成十六年十二月十日

三 売りさばき場所

八戸市北インター工業団地二丁目九の一

青森県告示第七百三十二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一七四の二〇

株式会社六戸自動車学校

二 指定年月日

平成十六年十二月十日

三 売りさばき場所

上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一七四の二〇

公 告

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号 グローリー

二 氏名 角嶋博治

三 主たる営業所の所在地 八戸市青葉三丁目二の一

四 登録番号 青森県知事（一）第〇一六四七号

五 登録年月日 平成十五年七月三十一日

六 登録の取消しの年月日 平成十六年十二月三日

七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる
地域の名称

開発許可を受けた者の住所及
び氏名（名称）

三戸郡三戸町大字川守田字冷水二三の
一、二四の三二及び三三の二
二七の二、三三の二

○岩手県三戸郡一戸町高善寺字野田一
一の二
株式会社アキヤマ

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭